

## 大口町地域振興団体活動費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域振興団体（以下「団体」という。）がまちづくり活動や地域活動の振興のために行う事業、活動等に対して交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象)

第2条 この要綱による補助の対象となる団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大口さくらメイト
- (2) 大口町子ども会連絡協議会
- (3) 大口町老人クラブ連合会
- (4) その他町長が必要と認めた団体

### (補助金対象経費等)

第3条 この要綱による補助の対象となる経費は、団体の活動に要する経費のうち第1条の趣旨に照らして町長が相当と認めた経費とし、その経費に対する補助金の額は予算の範囲内の額とする。

### (申請)

第4条 この要綱による補助金を受けようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、大口町地域振興団体活動費補助金交付申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

### (交付決定)

第5条 町長は、前条の申請書の提出があったときはその内容を審査し、相当と認めたときは当該補助金の額を決定し、その旨を大口町地域振興団体活動費補助金交付決定通知書（様式第2）により、速やかに代表者に通知するものとする。

### (補助金の請求)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた代表者は、大口町地域振興団体活動費補助金請求書（様式第3。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第7条 町長は、前条の請求書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは速やかに補助金を支払うものとする。

(書類の整備)

第8条 補助金の交付を受けた代表者は、補助金の受入れ及びその用途を明らかにし、帳簿書類等を備えておかなければならない。

(実績報告)

第9条 代表者は、当該年度終了後、速やかに大口町地域振興団体活動費補助金実績報告書(様式第4。以下「報告書」という。)を町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 町長は、前条の報告書に基づき補助金の額を確定し、大口町地域振興団体活動費補助金確定通知書(様式第5)により、代表者に通知するものとする。ただし、確定しようとした補助金の額が第5条の規定に基づき決定した補助金の額を上回る場合は、当該補助金決定額とする。

2 代表者は、補助金の額の確定により、交付を受けた補助金に不用額が生じた場合は、その不用額を速やかに町長に返還しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 町長は、団体が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したと認めるときは、交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、これを返還させることができる。

(その他必要事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、地域振興団体活動費補助金に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則(平成13年5月24日 大口町告示第49号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に町費補助金等予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号）の規定により大口さくらメイト及び大口町子ども会連絡協議会が交付を受けた補助金並びに大口町社会福祉団体等育成費補助金交付要綱（平成8年大口町告示第15号）の規定により大口町老人クラブ連合会が交付を受けた補助金については、この要綱の規定により各団体に交付された補助金とみなす。

（大口町社会福祉団体等育成費補助金交付要綱の一部改正）

3 大口町社会福祉団体等育成費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第2条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

附 則（平成15年9月9日 大口町告示第93号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第47号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

大口町長 様

団体名

団体の所在地

代表者氏名

大口町地域振興団体活動費補助金交付申請書

大口町地域振興団体活動費補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 規約

(4) 役員名簿

(5) その他町長が必要とする書類

様式第2（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長

印

大口町地域振興団体活動費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、大口町地域振興  
団体活動費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので  
通知します。

記

1 交付決定額 金 円

様式第3（第6条関係）

年 月 日

大口町長 様

団体名

団体の所在地

代表者氏名

大口町地域振興団体活動費補助金請求書

大口町地域振興団体活動費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

(1) 金融機関名及び店名

(2) 預金の種類

(3) 口座番号

(4) 口座名義人

様式第4（第9条関係）

年 月 日

大口町長 様

団体名

団体の所在地

代表者氏名

大口町地域振興団体活動費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大口町地域振興団体活動費補助について、事業が完了しましたので、大口町地域振興団体活動費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 その他町長が必要とする書類

様式第5（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長 印

大口町地域振興団体活動費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、大口町地域振興団体活動費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 確定額 金 円